

収穫調査委託契約書

1 調査名、委託予定数量、委託単価、委託予定金額及び調査場所

調 査 名 (森林管理署等名)	委 託 予 定 数 量	委託単価	委託予定金額	調 査 場 所
収穫調査委託 (主伐「分収育林」)	3.31ha		委託金額 円也	別紙1「委託 調査内訳書」 のとおり
(宮崎森林管理署)			(うち取引に係る消費税及び地方消費税 円也	

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託金額に10/110を乗じて得た額である。

[()の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。]

2 調 査 期 間

自 令和 年 月 日
至 令和 8 年 3 月 9 日

3 契約保証金 免 除

4 特 約 事 項

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 宮崎森林管理署長 山口 輝文(以下「甲」という。)と、受託者 (以下「乙」という。)とは、本契約書及び令和7年7月4日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者(甲) 宮崎県宮崎市柳丸町388-5
分任支出負担行為担当官
宮崎森林管理署長 山口 輝文

受託者(乙)

(注)二段書きの上段は収穫予定区域面積及び材積、下段()書きは実調査面積及び材積

特約事項（収獲調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、収獲調査委託契約約款第 11 条により対応する。